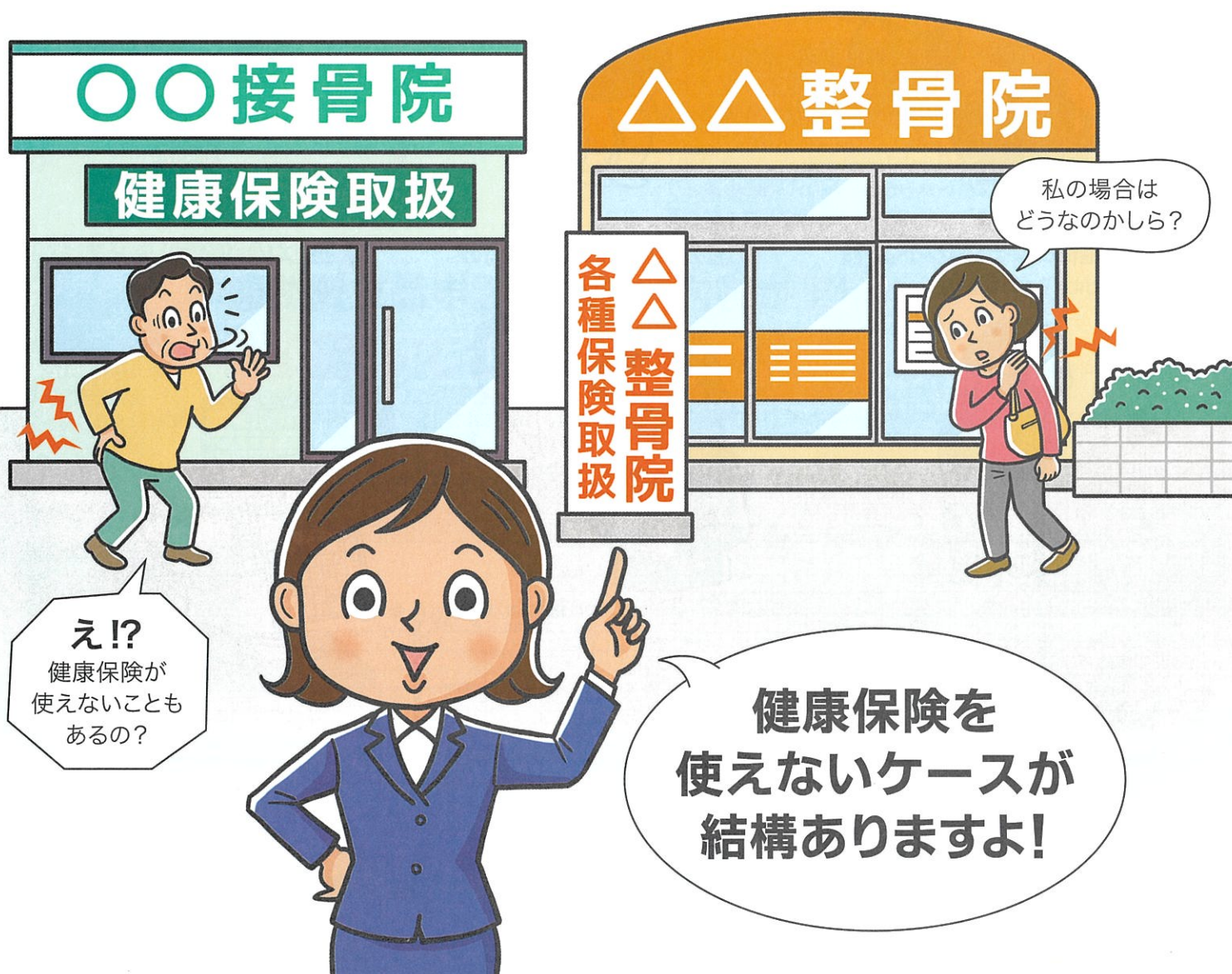


接骨院・整骨院などで 健康保険が使えるのは 一部の施術のみです



接骨院・整骨院などは病院ではありません

柔道整復師が施術を行う接骨院・整骨院は、医師が治療を行う病院・診療所とは異なります。
また医師でもなく、健康保険が適用される施術は、一部のものに限られています。

(看板に「健康保険取扱」や「各種保険取扱」を掲げることは、法の『広告の制限』に抵触するもの)

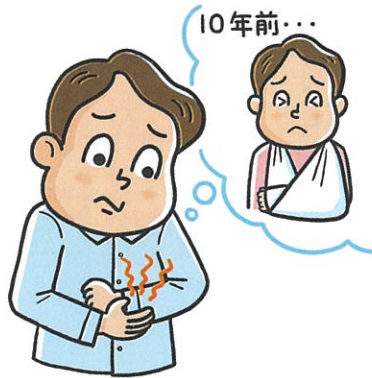
健康保険が 使えないケース

**全額
自己負担**

-



-
- A cartoon illustration of an elderly person with grey hair and glasses, wearing a purple cardigan over a light blue shirt and grey trousers. They are leaning on a wooden cane with their right hand. Their left hand is on their lower back, and there are three orange wavy lines next to it, indicating pain or discomfort. The person has a sad or pained expression on their face.



内科的な原因も考えられますので、一度医師の診察を受けましょう。

健康保険が 使えるケース

- 一部
自己負擔

注意! ★白紙の申請書にはサインしないようにしましょう。
★利き手の負傷などで患者が自分で署名できないときだけ、柔道整復師が代理記入できますが、その場合には患者の押印が必要です。

柔道整復施術に関する



Q 仕事に行く途中で転んで足を捻挫し、近くの接骨院に行きました。健康保険が使えますか？

A 通勤・帰宅途中（通常の経路による往復）や業務中のケガは、健康保険ではなく労災保険の対象となります。詳しくは、会社の担当者の方、または労働基準監督署へお問い合わせください。

Q 持病や加齢による肩や腰の痛みが慢性化して取れない場合、接骨院・整骨院などで健康保険は使えますか？

A 健康保険が使えるのは、外傷性が明らかなケガの場合だけです。痛みの原因が不明な肩や腰の痛みに対しては、健康保険は使えません。

Q 数年前に治った箇所がまた痛み出したのですが、健康保険は使えますか？

A 接骨院・整骨院では、一度治った箇所が自然に痛み出したものには健康保険は使えません。また、脳疾患の後遺症などの慢性疾患にも健康保険は使えません。

Q スポーツによる筋肉疲労や筋肉痛で健康保険は使えますか？

A ケガの原因がはっきりしている骨折、脱臼、捻挫、肉離れなどについては健康保険が使えますが、疲労回復を目的に利用する場合には使えません。

健康保険を正しく使いましょう！

◆接骨院・整骨院などで健康保険が使えるといわれて施術を受けても、**あとで使えないケースであることがわかった場合、利用者に費用を請求させていただく場合もあります。**

◆接骨院・整骨院などで健康保険が使えるケース・使えないケースをよく理解し、間違った使い方をしないよう注意してください。

◆皆さまからの貴重な健康保険料を大切に使うため、健保組合では、接骨院などの療養費給付の適正化に取り組んでいます。



健保組合から施術内容についてお問い合わせする場合があります

◆接骨院・整骨院などで健康保険を使った場合、費用請求の内容に間違いがないかを確認するため、利用者に施術内容について電話や文書でお問い合わせさせていただく場合があります。

◆問い合わせに回答できるよう、**施術の領収証を保管し、施術日や負傷部位、施術内容の記録を残しておくようにしてください。**

◆文書によるお問い合わせの場合には、必ずご自身で記入し、返送してください。

